



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 8 月 25 日 (月曜日) 第 640 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2

頁

- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) …… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… ( “ ) 3
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 3
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… (建築住宅課) 3
- 建築主事事務処理規程の一部を改正する告示… ( “ ) 3

### 公 告

- 地図及び簿冊の認証…………… (農村整備課) 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 526号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 527号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション優和	都城市早水町34号4番地1 ひまわりマンション 101号	令和 7 年 8 月 1 日

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4561990096	わがや訪問看護ステーションくにとみ	宮崎県東諸県郡国富町本庄4437-2 メゾンイッコク 105号	株式会社わがや	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 791番地 5	令和 7 年 7 月 1 日	訪問看護
4571901182	デイサービスひなた	宮崎県東諸県郡綾町南保 621番地 4	社会福祉法人綾康会	宮崎県東諸県郡綾町南保 561番地	令和 7 年 7 月 1 日	通所介護
4572002063	介護付有料老人ホーム サクラ高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	令和 7 年 7 月 1 日	特定施設入居者生活介護

### 宮崎県告示第 528号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4561990096	わがや訪問看護ステーション	宮崎県東諸県郡国富町本庄4437-2	株式会社わがや	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 791番地 5	令和 7 年 7 月 1 日	介護予防訪問看護

	テーションくにとみ	富町本庄4437-2 メゾンイッコク 105号		原町下那珂 791番 地5		護
4572002063	介護付有料老人ホーム サクラ高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社九州ケア ライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	令和7年7月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 529号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550680013	介護老人保健施設ラポール向洋	宮崎県日向市財光寺1131-24	医療法人向洋会	宮崎県日向市財光寺1194-3	令和7年7月31日	通所リハビリテーション

宮崎県告示第 530号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550680013	介護老人保健施設ラポール向洋	宮崎県日向市財光寺1131-24	医療法人向洋会	宮崎県日向市財光寺1194-3	令和7年7月31日	介護予防通所リハビリテーション

宮崎県告示第 531号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和8年12月6日農林省告示第 449号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡 諸塚村・椎葉村（以上2村について次のとおりとする。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

串間市（次のとおりとする。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）

- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次のとおりとする。）

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県南那珂農林振興局及び東臼杵農林振興局並びに串間市役所、諸塚村役場及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 533号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

建築主事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県告示第 536号

建築主事務処理規程の一部を改正する告示

建築主事務処理規程（昭和59年宮崎県告示第 324号）の一部を次のように改正する。

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 534号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第4項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 施行者の名称

Munakata特定目的会社

2 都市計画事業の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園事業 9・7・1号 阿波岐原森林公園

3 事業施行期間

令和7年8月25日から令和8年8月1日まで

4 事業地

収用の部分

宮崎市山崎町字浜山及び阿波岐原町字前浜地内

使用の部分

なし

#### 宮崎県告示第 535号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出者の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更後の指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

名 称	住 所
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2

3 変更年月日

令和7年9月16日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(所管区域等の指定)</p> <p>第2条 法第4条第7項の規定に基づき指定する建築主事の所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(宮崎県建築主事の所管する建築物等に係る書類の処理)</p> <p>第3条 西臼杵支庁又は各土木事務所に所属する建築主事（以下「<u>地区建築主事</u>」という。）は、県土整備部建築住宅課に所属する建築主事（以下「宮崎県建築主事」という。）が所管する建築物等に係る書類を受理したときは、遅滞なく必要な調査をし、意見を付けて、宮崎県建築主事に送付しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 <u>地区建築主事</u>は、毎月処理した事務の概要を翌月の5日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建 築 主 事</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県県央地区建築主事</td> <td>西都市 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城</td> </tr> <tr> <td>宮崎県県南地区建築主事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県県西地区建築主事</td> <td>小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>宮崎県県北地区建築主事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	建 築 主 事	所 管 区 域	[略]		宮崎県県央地区建築主事	西都市 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城	宮崎県県南地区建築主事	[略]	宮崎県県西地区建築主事	小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	宮崎県県北地区建築主事	[略]	<p>(所管区域等の指定)</p> <p>第2条 法第4条第9項の規定により指定する建築主事の所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(宮崎県建築主事の所管する建築物等に係る書類の処理)</p> <p>第3条 西臼杵支庁又は各土木事務所に所属する建築主事（以下「<u>土木事務所建築主事</u>」という。）は、県土整備部建築住宅課に所属する建築主事（以下「宮崎県建築主事」という。）が所管する建築物等に係る書類を受理したときは、遅滞なく必要な調査をし、意見を付けて、宮崎県建築主事に送付しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 <u>土木事務所建築主事</u>は、毎月処理した事務の概要を翌月の5日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建 築 主 事</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県宮崎土木事務所建築主事</td> <td>東諸県郡</td> </tr> <tr> <td>宮崎県日南土木事務所建築主事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県都城土木事務所建築主事</td> <td>北諸県郡</td> </tr> <tr> <td>宮崎県小林土木事務所建築主事</td> <td>小林市 えびの市 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>宮崎県高鍋土木事務所建築主事</td> <td>西都市 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城</td> </tr> <tr> <td>宮崎県日向土木事務所建築主事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	建 築 主 事	所 管 区 域	[略]		宮崎県宮崎土木事務所建築主事	東諸県郡	宮崎県日南土木事務所建築主事	[略]	宮崎県都城土木事務所建築主事	北諸県郡	宮崎県小林土木事務所建築主事	小林市 えびの市 西諸県郡	宮崎県高鍋土木事務所建築主事	西都市 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城	宮崎県日向土木事務所建築主事	[略]
建 築 主 事	所 管 区 域																												
[略]																													
宮崎県県央地区建築主事	西都市 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城																												
宮崎県県南地区建築主事	[略]																												
宮崎県県西地区建築主事	小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡																												
宮崎県県北地区建築主事	[略]																												
建 築 主 事	所 管 区 域																												
[略]																													
宮崎県宮崎土木事務所建築主事	東諸県郡																												
宮崎県日南土木事務所建築主事	[略]																												
宮崎県都城土木事務所建築主事	北諸県郡																												
宮崎県小林土木事務所建築主事	小林市 えびの市 西諸県郡																												
宮崎県高鍋土木事務所建築主事	西都市 児湯郡 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城																												
宮崎県日向土木事務所建築主事	[略]																												

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の建築主事事務処理規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

**公 告**

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和7年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間  
令和5年6月27日から令和6年12月13日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
高千穂町大字向山の一部
- 4 認証年月日  
令和7年8月15日